



令和5年度危険物安全週間推進標語

意志つなぐ連携プレーで事故防ぐ

<もくじ>

【広島市消防局からのお知らせ】

- ◆危険物の規制に関する規則の一部改正について

【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

- ◆令和5年度 後期2 危険物取扱者試験に係る対策講習会等の実施について
- ◆令和5年度 後期危険物取扱者保安講習について

【広島市消防局からのお知らせ】

◆◆ 危険物の規制に関する規則の一部改正について ◆◆

危険物の規制に関する規則の一部が改正され、令和5年9月19日から施行されることとなりました。改正内容としては、「顧客自ら給油等をさせる給油取扱所、いわゆるセルフ給油所の制御卓の位置に関する事項」についてです。

今までは、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を、従業員が直接視認できる位置に制御卓を設置しなければなりませんでしたが、近年の監視設備の技術進歩に伴い、これら全ての給油・注油設備等の使用状況を監視設備により視認できる場合は、給油取扱所内であれば、その位置に制御卓を設置することができるようになりました。

その他にも、蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所を屋外に設置する場合の保有空地等に関する事項等についても改正がされています。

詳しくは、下記 URL にリンクして確認していただくか、最寄りの消防署にお問い合わせください。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230919_kiho_249.pdf

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/abe37d9542b3093379c461d250c29938c9faeacf.pdf>

【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

◆◆ 令和5年度 後期2危険物取扱者試験に係る対策講習会等の実施について ◆◆

当協会では、令和6年3月10日（日）に広島市で実施される危険物取扱者試験（乙種第4類）に備えて、「対策講習会」や「直前講習（模擬試験）」を行います。これらの講習会等の開催日時等は次のとおりです。

【対策講習会（1日コース）】

この対策講習会では、午前に危険物関係法令を、午後に物理学及び化学等の解説を、それぞれ行います。

- 1 日時 令和6年2月3日（土）
9時00分～16時30分（受付8時30分～）
- 2 場所 広島市消防局6階講堂
広島市中区大手町五丁目20番12号
（駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。）
- 3 受講料 8,500円
（テキスト代、消費税を含む。当協会会員及び学生）
※ 当日の受付でお支払いください。
※ 非会員の方は、賛助会員【1年間有効】の入会費3,000円が必要です。
- 4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方は、電話かFAX、またはEメールでお申込みください。
（FAXまたはEメールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号を記入してください。）
※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。

【直前講習会（模擬試験）】

模擬試験及び試験直前の総まとめ講習を行います。

- 1 日時 令和6年3月2日（土）
9時45分～16時00分（受付9時15分～）

- 2 場所 広島市消防局 6 階講堂
広島市中区大手町五丁目 20 番 12 号
(駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。)
- 3 受講料 3,500 円(消費税を含む。)
当日受付でお支払いください。
- 4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方は、電話か F A X、または E メールでお申込みください。
(F A X または E メールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号を記入してください。)
- ※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。

《問合せ先》

広島市危険物安全協会

電話 : 082-546-3498

F A X : 082-546-3497

E メール : kiankyo@nifty.com

《その他》

詳細は当協会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://kiankyo.o.oo7.jp/>

◆◆令和 5 年度 後期危険物取扱者保安講習について◆◆

危険物取扱者保安講習とは、消防法第 13 条の 23 の規定に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習であり、受講義務者は次のとおりです。

- ① 危険物の取扱作業に新たに従事する人は、その日から 1 年以内。ただし、過去 2 年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合には、免状交付日又は受講日以後における 4 月 1 日から 3 年以内。
- ② 前回の講習を受けた後、引き続いて危険物の取扱作業に従事している人は、前回講習日以後における 4 月 1 日から 3 年以内。

なお、この保安講習を受講しなかった場合は消防法違反となりますので、ご注意ください。また、後期の保安講習の受付は既に終了していますが、申込が間に合わ

なかった方は、(一社)広島県危険物安全協会連合会(082-261-8251)にご相談ください。

《令和5年度 後期危険物取扱者保安講習の開催日時(広島市開催分のみ掲載)》

1 開催講習日時等

(1) 令和6年1月23日(火)

13時30分～16時30分・・・その他(給油取扱所以外)

(2) 令和6年1月24日(水)

9時30分～12時30分・・・給油取扱所

13時30分～16時30分・・・その他(給油取扱所以外)

(3) 令和6年1月25日(木)

9時30分～12時30分・・・その他(給油取扱所以外)

13時30分～16時30分・・・給油取扱所

※・「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している人を対象とした講習です。

・「その他(給油取扱所以外)」とは、給油取扱所及び石油コンビナート等特別防災区域内の製造所等以外の製造所等において危険物の取扱作業に従事している人を対象とした講習です。

2 講習場所

いずれも広島県健康福祉センター(広島市南区皆実町1-6-29)

3 問合せ先

・(一社)広島県危険物安全協会連合会

〒732-0053 広島市東区若草町6番15号 坂部ビル1階

電話 : 082-261-8251

◇広島市危険物安全協会事務局◇

〒730-0051

広島市中区大手町五丁目20-12(広島市消防局4F)

TEL(082)546-3498(直通)・FAX(082)546-3497

Eメール kiankyo@nifty.com

ホームページアドレス <http://kiankyo.o.oo7.jp/>
